

循環経済への移行を国家戦略として推進



環境省 環境再生・資源循環局 次長
角倉 一郎

はじめに、令和6年1月の能登半島地震および同年9月の豪雨災害により亡くなられた方々に対し、心よりお悔やみを申し上げますとともに、被災された皆様に、改めてお見舞い申し上げます。

環境省では、災害廃棄物の処理や浄化槽の復旧などを進めるにあたって様々な支援を行ってまいりましたが、御協力をいただいた皆様に、この場を借りて心より感謝申し上げます。引き続き、関係機関からの応援の力をお借りしながら、早急に復旧・復興が進むよう、全力で支援してまいります。

次に循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行についてです。循環経済への移行は、資源消費の最小化や廃棄物の発生抑制等により、気候変動、生物多様性損失、環境汚染等の課題を解決する重要な取組であるとともに、産業競争力の強化、経済安全保障、地方創生、そしてウェルビーイングの向上に資するものです。近

年諸外国において、重要資源の確保や再生材活用による製品の競争力強化といった観点から、産業政策として循環経済に向けた政策を強化する動きが活発になっています。我が国においても、昨年8月に「第五次循環型社会形成推進基本計画」を閣議決定し、循環経済への移行を国家戦略として位置づけました。また、「循環経済に関する関係閣僚会議」を新たに設置したところであり、政府として統合的に政策を進めてまいります。

具体的には、まず地域の特性を生かした循環資源や再生可能資源の徹底活用により、地域や社会に様々な付加価値や雇用を創出して地域経済を活性化させていきます。リユース、リペア、リースなど多様な選択肢を活用できる環境の整備により行動・ライフスタイルの転換を促していきます。

循環経済による産業競争力強化、経済安全保障の確保のため、製造業等と廃棄物処理・リサ



イクル業等の事業者の連携による再生材の質と量の確保を進めます。昨年5月に公布された「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律」の完全施行に向けた取組や、自動車向け再生プラスチックの市場構築に向けた産官学連携を促進するとともに、小規模分散化している循環産業の主体をネットワークで繋ぎ、リサイクル拠点を戦略的に構築することで効率的なリサイクル体制を整備します。国際的な場においても、企業における循環経済に関する情報開示スキームの構築など循環経済のルール形成をリードしていきます。

今後、2030年代後半以降に顕著な増加が想定される使用済太陽光パネルについては、現行法ではリサイクルを義務付けていないため、最終処分場の残余容量を圧迫し、廃棄物処理全体に支障が生じるおそれがあります。昨年、環境省・経済産業省合同の審議会を設置し、使用済太陽光パネルのリサイクルの義務化など再資源化の促進に必要な措置について、新たな制度の構築に向けて検討を行ってまいりました。今年度中に結論を得るべく、制度的検討を進めてまいります。

また、近年金属スクラップ等の不適正な保管や処理により、騒音や悪臭、土壌汚染などを引き起こす不適正ヤードの問題が顕在化しています。生活環境保全上の支障のみならず、不適正業者を通じて金属資源等が海外に流出しているとの指摘もあるため、実態調査と併せ、廃棄物処理法に基づく有害使用済機器保管等届出制度の見直し等、必要に応じた制度的措置の検討を進めてまいります。



浄化槽については、昨年11月に取りまとめた有識者検討会の報告書を踏まえ、特定既存単独処理浄化槽の判断基準の明確化、デジタル化事例集や指導・助言マニュアルの作成、予算面のメニュー強化など、具体的な対策を進めてまいります。議員立法による浄化槽法改正を目指す動きもあり、浄化槽行政は令和元年以来の大きな変化の時期を迎えつつあると感じています。環境省としては汚水処理施設の概成、さらにはその後も見据え、持続可能な浄化槽システムの構築に向けて、関係者の皆様と手を携えて、浄化槽行政を進めてまいりたいと考えております。

また、東日本大震災からの復興・再生については、環境省にとって最重要の課題の一つです。福島県内で生じた除去土壌等の県外最終処分や再生利用の取組について、責任をもって取り組んでまいります。帰還困難区域については、帰還意向のある住民の方々が全員帰還できるよう、引き続き特定帰還居住区域等の除染や家屋等の解体を着実に進めてまいります。さらに、地域の価値を創造・再発見する未来志向の環境施策等をしっかりと推進します。

今後とも、環境再生・資源循環行政の一層の推進のため、御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。